

米軍航空機による一連の事故に対する意見書

県内では4月に入って米軍航空機による事故が相次いでいる。8日には米軍嘉手納飛行場でF15戦闘機から訓練用照明弾（フレア）が落下、17日には米軍普天間飛行場でCH53型輸送ヘリの燃料補助タンクが落下、24日には嘉手納基地所属のF15D戦闘機の海上訓練中に風防ガラス（キャナピー）落下と、立て続けに事故が発生した。

さらに25日には、嘉手納飛行場を離陸直後に米海軍空母キティホーク第五航空団所属のC-2Aグレイハウンド輸送機が燃料漏れを起こし、再び同基地に緊急着陸する事故が発生した。目撃証言によれば同機は離陸直後、高度約50メートルから燃料が漏れ始め、燃料を噴出させながら沖縄市、読谷村、嘉手納町付近の上空を旋回して約5分後に緊急着陸したとのことである。

これら一連の事故は、一歩まちがえば付近住民に甚大な被害を引き起こしかねないものである。にもかかわらず燃料漏れを起こした同輸送機が、事故原因も明らかにされないまま再飛行したことは、とうてい容認できるものではなく、北谷町議会は満身の怒りを込めて断固抗議するものである。

2001年9月11日の米国での同時多発テロ発生以来、米軍嘉手納飛行場や普天間飛行場からの航空機による騒音が一層激しくなっている。そのさなかでの連続した航空機の事故であり、それは「たまたま起こった事故」というものではなく、今後も続くものと危惧されるものである。沖縄県民は、米軍専用施設の75%の過重な負担を負わされているばかりか、危険な軍事訓練の脅威にも脅かされ続けることになる。このようなことは断じて容認できるものではない。

よって、北谷町議会は住民の生命・財産を守る立場から、米軍航空機による一連の事故に対し、関係機関に厳重に抗議するとともに下記事項に速やかに対処するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を早期に究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 2 事故原因が究明されるまで事故機の飛行訓練を一切中止し、再発防止を徹底すること。
- 3 F15戦闘機の住民地域上空での飛行訓練を即時中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2002年 5月 1日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長 沖縄県知事